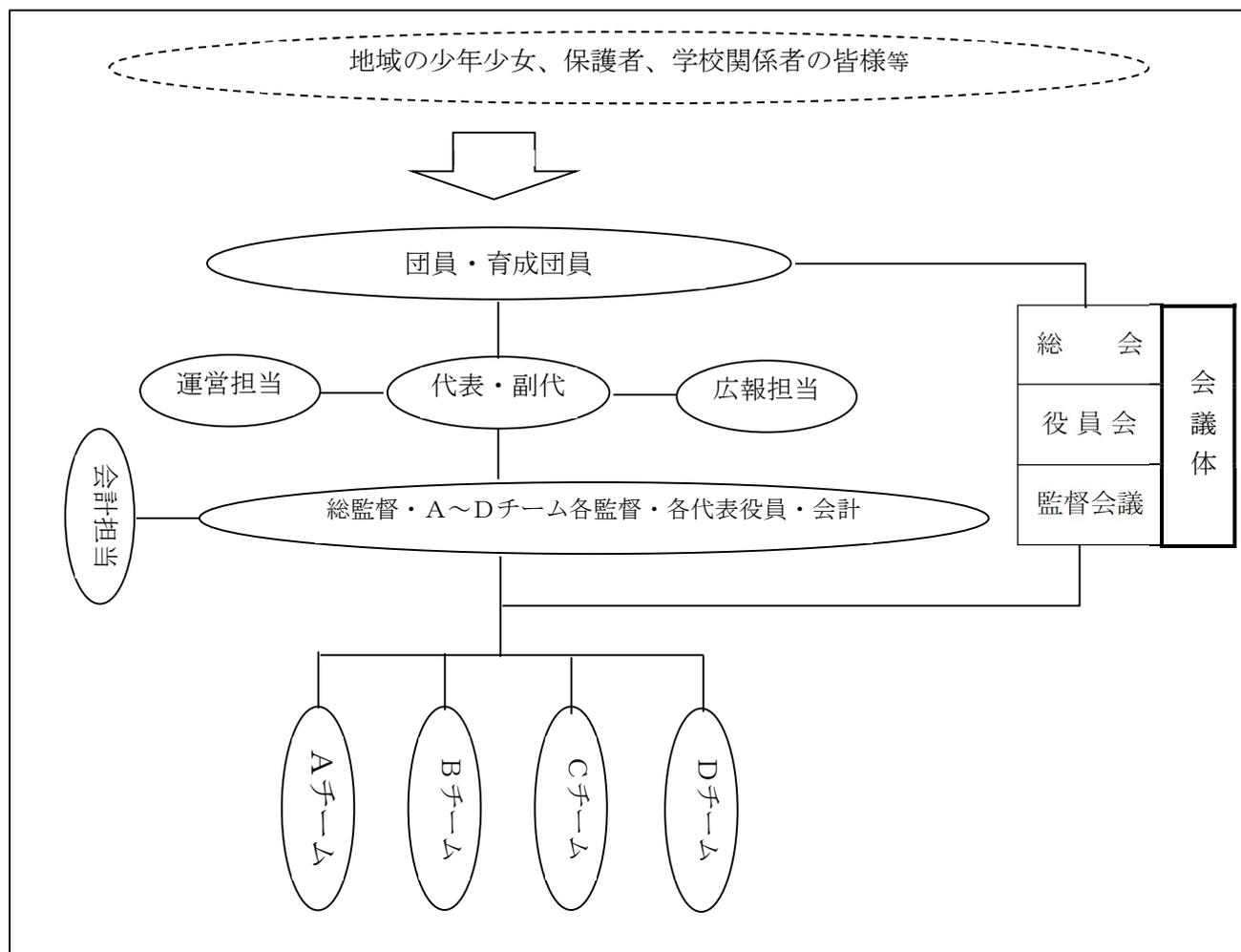


【参考】 小金井ビクトリーの運営体制図



<体制図解説>

1. 会議体(総会・役員会・監督会議)と、代表・副代表人群の最上位に、団員・育成団員群が連結存在し、団員・育成団員群から会議体が決定権順位で連結
 - 1 総会 全体運営方針及び規約改正並びに重要事項等の決定
 - 2 役員会 年度運営を協議・決定、臨時総会開催の決定、緊急時規約改正、臨時団費徴収の検討・決定
 - 3 監督会議 指導体制・詳細運営・調整事項等の検討・決定等
2. 人群は、代表・副代表群の下に総監督・監督・会計監査群が連結しその下に各A B C Dチーム群が存在、この人群で日常運営を担う
3. 代表・副代表群への横出し連結(独立性の確保)で運営担当と広報担当が存在。広報については別途管理・運用要領あり(総会報告事項)
4. 会計担当は、監督群の横出し連結子で存在し団費収支管理を担い、当年度決算・次年度予算を総会報告し承認を得る。
5. 組織図には、各チーム役員(全体調整、合宿、行事、道具類購入、団倉庫管理、グラウンド、市連盟)など各分担があるが、規約とは別途に慣例等から総会資料記載し、現行どおり各チームで分担し団運営を担う。

小金井ビクトリー野球倶楽部における広報に関する管理・運営要領 (概要)

小金井ビクトリーの広報活動の運営に関して、「小金井ビクトリー野球倶楽部における広報に関する管理・運営要領」を策定しています。

この要領では、以下の項目を内容としています。

- 広報及び管理・運用要領の目的について（第1条）
- 運営するための体制について（第2条・第3条）
- 方法及び役割分担等について（第4条・第5条）
- 内容に関する留意事項について（第6条）
- 提案・相談・苦情等への対応方法について（第7条）
- 要領の制定改廃について（第8条）
- 各年度の広報担当者を掲載（別表）

※ 「管理・運営要領」の全文及び検討に用いた資料は、団ホームページの「ビクトリー専用」に掲載していますので、必要に応じてご確認ください。

こちらのQRコードからもご確認いただけます →



団の運営等について

1 団費納入について

- (1) 団費は、月額2,000円とします。
- (2) 団費は、原則として、2ヶ月分を一括して集金します。
 - ・ 2月～ 3月分 ⇒ 3月集金
 - ・ 4月～ 5月分 ⇒ 4月集金
 - ・ 6月～ 7月分 ⇒ 6月集金
 - ・ 8月～ 9月分 ⇒ 8月集金
 - ・ 10月～11月分 ⇒ 10月集金
 - ・ 12月～ 1月分 ⇒ 12月集金

但し、6年生については12月分までの納入とします。

なお、半年分や1年分の一括納入も可能です。

- (3) 集金方法は原則として、団員に集金月の前月の練習日に『集金袋』を渡し、集金日に『集金袋』を回収します。

なお、次回時『集金袋』に領収印を押して渡します。

例) 8～9月分は、7月の練習日に『集金袋』を渡し、8月に回収します。

2 傷害保険について

- (1) 不慮の事故に備え、団員は全員が加入します。指導者を含む大人は平成26年度から任意加入となりました。加入希望者は実費をご負担いただきます。手続きは会計の保険担当者が行います。
- (2) 保険料は年額で、①団員が800円、②指導者(指導団員)及び母(団員スコアラー担当)が64歳以下1,850円、65歳以上1,200円です。保険期間は4月1日から翌年の3月31日の間です。なお、新加入団員については、入団と同時に傷害保険に加入します。
- (3) 傷害保険の対象となる事故の範囲は、クラブ活動中及び練習場までの往復の間の事故です。なお補償額は次のとおりです。(団員の場合)
 - ① 死亡 2,000万円
 - ② 後遺障害(最高) 3,000万円
 - ③ 入院(日額) 4,000円
 - ④ 通院(日額) 1,500円

※詳細は会計担当にご確認下さい